



(号外) 独立行政法人国立印刷局

日 次

〔省 令〕

- 電波法施行規則の一部を改正する省令(総務五八)
- 無線局免許手続規則の一部を改正する省令(同五九)
- 無線従事者規則の一部を改正する省令(同六〇)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

企業年金基金変更関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

省 令

○総務省令第五十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年五月七日

総務大臣 菅 義偉

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。
第七条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第八条第一項中「無線呼出局」の下に「船上通信局、無線航行移動局」を加える。

第九条に次の一号を加える。

三 法第五条第一項各号に掲げる者が開設するアマチュア局（本邦に永住することを許された者が開設するものを除く。）であつて、当該アマチュア局の免許を申請する者の本邦に在留する期間が五年に満たないとき。

第十条の二第六号を次のように改める。

六 特別業務の局（設備規則第十四条第一項の表十二の項）に規定する道路交通情報通信を行う通信局及びA三E電波一、六二〇Hz又は一、六二九Hzの周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。）

第十一條第四項第四号中「同法第三十七条の十一第一項の規定により卸供給事業」を「同法第三十七条の七の二第一項の規定によりガス導管事業」に改める。

第三十七条第三十一号を次のように改める。

三十一 携帯局と陸上移動業務の無線局との間で行う通信であつて、地方公共団体が行う次に掲げる通信及び当該通信の訓練のために行う通信

(1) 消防組織法第一条の任務を遂行するために行う通信

(2) 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第九項の業務を遂行するために行う通信

(3) 災害対策基本法第二条第十号に掲げる計画の定めるところに従い防災上必要な業務を遂行するために行う通信（第二十六号から前号まで並びに(1)及び(2)に掲げる通信を除く。）

第三十八条第一項の表六の項中「及び無線操縦発振器を使用する簡易無線局」を「無線操縦発振器を使用する簡易無線局及び構内無線局」に改め、同表八の項中「無線標定移動局及び構内無線局」を「及び無線標定移動局」に改め、同表九の項中「掲げる書類(2)」の下に「（簡易無線局の場合を除く。）」を加え、同条第八項中「並びに法及びこれに基づく命令の集録」の下に「（構内無線局の場合は、登録状）」を加える。

第四十一条の二第二号中「〇・一ワット以下」の下に「及び四七〇MHzを超える七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送（デジタル放送に限る。）を行う無線局であつて、空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの」を加え、同条第二十二号中「十一の項(1)」を「十二の項(1)」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条中第二十一号を第二十二号とし、第十一号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 無線航行移動局（総務大臣が別に告示するレーダーのみのものに限る。）

別表第一号の三第一の表7の項中「法第38条の2第1項に規定する特定無線設備又は法第38条の33第1項に規定する特定無線設備」を「無線設備」に改める。

別表第十一号様式（第46条、第49条、第50条関係）

第1 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士又は航空無線通信士の資格の免許を受けようとする者、免許証の訂正の申請をしようとする者又は免許証の再交付の申請をしようとする者

口免 許

無線従事者 □免許証訂正 申請書（該当する□に✓印を記入してください。）
□免許証再交付

総務大臣（ 総合通信局長） 殿

年 月 日

(第一級海上特殊無線技士の申請を行う場合は、所轄総合通信局長あてとし、それ以外については、総務大臣あてとしてください。)

収入印紙ちよう付欄 (6枚以上の収入印紙をはるときは、そのうち6枚をこの欄に、他を裏面にはってください。申請者は消印しないでください。)		
住所等	〒	
電話	()	
氏名	フリガナ (姓) (名)	
名	(氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できます。)	
生年月日	明治・大正 昭和・平成	年 月 日
	(該当する年号を○で囲み、生年月日を記入してください。外国人の方は、○を付けずに、西暦で生年月日を記入してください。)	
印		
住民票コード		
(住民票コードを記入した場合は、氏名及び生年月日を証する書類は不要です。なお、免許証の訂正申請又は再交付申請の場合は、この欄の記入は不要です。)		
写真ちよう付欄		
1 申請前、6か月以内に撮影したもの		
2 正面、無帽、無背景、上三分身		
3 縦45mm×横35mm		
4 裏面に、申請に係る資格及び氏名を記載してください。		
5 ちよう付した写真是、免許証に転写されます。		
----- 本人署名欄		

□無線従事者規則第46条の規定により、免許

無線従事者規則第49条の規定により、免許証の訂正を受けたい

□無線従事者規則第50条の規定により、免許証の再交付

ので、(別紙書類を添えて) 申請します。(該当する□に印を記入してください。)

申請資格		(必ず記入してください。)		
免 許 申 請 関 係 事 項	国家試験合格	受験番号	(年月日合格)	
		添付書類：氏名及び生年月日を証する書類（住民票コードを記入した場合は不要です。）		
	養成課程修了	修了証明書の番号	(年月日修了) 実施場所（市区町村名）	
		添付書類：氏名及び生年月日を証する書類（住民票コードを記入した場合は不要です。）、養成課程修了証明書		
	(業務経歴等で他の資格を取得しようとする場合)	資格、業務経歴等	保有している資格	資格の種別 ()
			免許証番号()	免許年月日(年月日)
		修了した講習課程	講習課程の種別 ()	
	修了番号()	修了年月日(年月日)		
	添付書類：氏名及び生年月日を証する書類（住民票コードを記入した場合は不要です。）、業務経歴証明書、講習課程の修了証明書（講習課程を修了した場合は必須です。）			
無線従事者規則第45条第1項（罰則等）関係		(必ず記入してください。) はいと答えた場合は、その内容を記入してください。		
次の各事項に該当しているか否か、□に√印を記入してください。				
1 電波法令に違反して、罰金刑以上の刑に処せられたことがありますか。 □ <input checked="" type="checkbox"/> はい いいえ				
2 無線従事者の免許を取り消されたことがありますか。 □ <input checked="" type="checkbox"/> はい いいえ				
3 無線従事者規則第45条第1項第2号に該当しますか。 □ <input checked="" type="checkbox"/> はい いいえ				

免許証の訂正、 再交付関係事項	理由	1 氏名変更（訂正又は再交付の場合）	2 汚損（再交付の場合）
		3 破損（再交付の場合）	4 亡失（再交付の場合）
		変更前の氏名（氏名に変更があったとき）	変更後の氏名（氏名に変更があったとき）
フリガナ		フリガナ	
氏名		氏名	
添付書類：氏名の変更の事実を証する書類、無線従事者免許証（免許証を失った場合は添付不要です。）			

注：免許証の送付を希望するときは、郵便の場合は、郵便切手をはり、申請者の住所（郵便番号を含む）及び氏名を記載した返信用封筒を添えて、信書便の場合には、郵便の場合に準じた方法により申請してください。

(日本工業規格A列4番・白色)

第2 第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士の資格の免許を受けようとする者、免許証の訂正の申請をしようとする者又は免許証の再交付の申請をしようとする者

免 許
無線従事者 免許証訂正 申請書 (該当する□に✓印を記入してください。)
免許証再交付

年 月 日

総務大臣 殿

収入印紙ちょう付欄 (6枚以上の収入印紙をはるときは、そのうち6枚をこの欄に、他を裏面にはってください。申請者は消印しないでください。)	住所等 氏名 生年月日 印	〒
		電話 () フリガナ (姓) (名)
		(氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できます。)
		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		(該当する年号を○で囲み、生年月日を記入してください。外国人の方は、○を付けずに、西暦で生年月日を記入してください。)
住民票コード		
(住民票コードを記入した場合は、氏名及び生年月日を証する書類は不要です。なお、免許証の訂正申請又は再交付申請の場合は、この欄の記入は不要です。)		

写真ちょう付欄
1 申請前、6か月以内に撮影したもの
2 正面、無帽、無背景、上三分身
3 縦45mm×横35mm
4 裏面に、申請に係る資格及び氏名を記載してください。
5 ちょう付した写真は、免許証に転写されます。

無線従事者規則第46条の規定により、免 許
無線従事者規則第49条の規定により、免許証の訂正 を受けたい
無線従事者規則第50条の規定により、免許証の再交付
ので、(別紙書類を添えて) 申請します。 (該当する□に✓印を記入してください。)

申請資格	(必ず記入してください。)
------	---------------

資格取得の要件 免許申請関係 事項	受験番号 (年 月 日合格)	
	添付書類：氏名及び生年月日を証する書類 (住民票コードを記入した場合は不要です。)	
資格、業務経歴等 (業務経歴等で他の資格を取得しようとする場合)	保有している資格	資格の種別 () 免許証番号 () 免許年月日 (年 月 日)
	修了した講習課程	講習課程の種別 () 修了番号 () 修了年月日 (年 月 日)
添付書類：氏名及び生年月日を証する書類 (住民票コードを記入した場合は不要です。)、業務経歴証明書、講習課程の修了証明書 (講習課程を修了した場合は必須です。)		
無線従事者規則第45条第1項(罰則等) 関係 (必ず記入してください。)		
次の各事項に該当しているか否か、□に✓印を記入してください。		
1. 電波法令に違反して、罰金刑以上の刑に処せられたことがありますか。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 2. 無線従事者の免許を取り消されたことがありますか。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 3. 無線従事者規則第45条第1項第2号に該当しますか。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
はいと答えた場合は、その内容を記入してください。		

免許証の訂正、 再交付関係事項 理由欄の該当する数字に ○を付けてください。	理由	1 氏名変更(訂正又は再交付の場合) 3 破損(再交付の場合)	2 汚損(再交付の場合) 4 亡失(再交付の場合)
	変更前の氏名 (氏名に変更があったとき)		変更後の氏名 (氏名に変更があったとき)
フリガナ 氏名		フリガナ 氏名	
添付書類：氏名の変更の事実を証する書類、写真(訂正申請のみの場合は不要です。)、無線従事者免許証(免許証を失った場合は添付不要です。)			

注：免許証の送付を希望するときは、郵便の場合は、郵便切手をはり、申請者の住所(郵便番号を含む)及び氏名を記載した返信用封筒を添えて、信書便の場合は、郵便の場合に準じた方法により申請してください。

(日本工業規格A列4番・白色)

第3 第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、レーダー級海上特殊無線技士、航空特殊無線技士、第一級陸上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士、第三級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士、第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士、第三級アマチュア無線技士又は第四級アマチュア無線技士の資格の免許を受けようとする者、免許証の訂正の申請をしようとする者又は免許証の再交付の申請をしようとする者

□免 許

無線従事者 □免許証訂正 申請書 (該当する□に✓印を記入してください。)

□免許証再交付

年 月 日

総務大臣 (総合通信局長) 殿

(第一級アマチュア無線技士及び第二級アマチュア無線技士の申請を行う場合は、
総務大臣あてとし、それ以外については、所轄総合通信局長あてとしてください。)

収入印紙 ちょう付欄 (6枚以上の収入印紙をはるときは、そのうち6枚をこの欄に、他を裏面にはってください。申請者は消印しないでください。)		〒		写真 ちょう付欄 1 申請前、6か月以内に撮影したもの 2 正面、無帽、無背景、上三分身 3 縦30mm×横24mm 4 裏面に、申請に係る資格及び氏名を記載してください。 5 ちょう付した写真是、免許証に転写されます。	
		電話 ()			
		氏名 フリガナ (姓) (名)			
		(氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できます。)		印	
		生年月日 明治・大正 昭和・平成 年 月 日			
		(該当する年号を○で囲み、生年月日を記入してください。外国人の方は、○を付けずに、西暦で生年月日を記入してください。)			
		住民票コード			
		(住民票コードを記入した場合は、氏名及び生年月日を証する書類は不要です。なお、免許証の訂正申請又は再交付申請の場合は、この欄の記入は不要です。)			
<input type="checkbox"/> 無線従事者規則第46条の規定により、免許 <input type="checkbox"/> 無線従事者規則第49条の規定により、免許証の訂正を受けたい <input type="checkbox"/> 無線従事者規則第50条の規定により、免許証の再交付 ので、(別紙書類を添えて) 申請します。 (該当する□に✓印を記入してください。)					

申請資格

(必ず記入してください。)

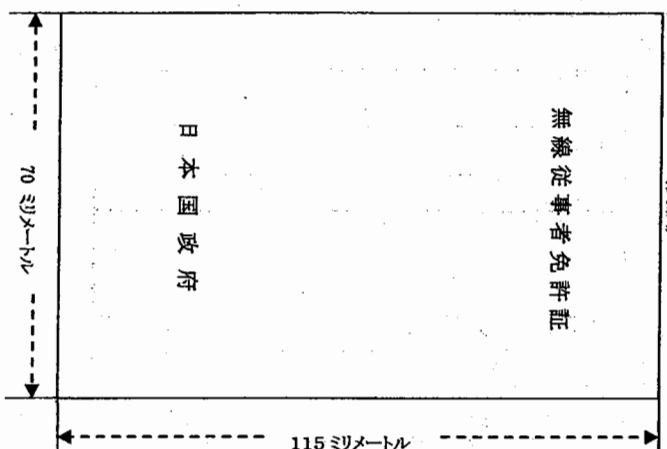
資格取得の要件 免許申請関係事項	国家試験合格	受験番号 (年 月 日 合格) 添付書類: 氏名及び生年月日を証する書類 (住民票コードを記入した場合は不要です。)			
	養成課程修了	修了証明書の番号 (年 月 日 修了) 実施場所 (市区町村名) 添付書類: 氏名及び生年月日を証する書類 (住民票コードを記入した場合は不要です。)、養成課程修了証明書			
	学校卒業	添付書類: 氏名及び生年月日を証する書類 (住民票コードを記入した場合は不要です。)、科目履修証明書、卒業証明書、履修内容証明書 (無線従事者規則第31条第1項の確認を受けていない学校を卒業した場合は必須です。)			
	資格、業務経歴等 (業務経歴等で他の資格を取得しようとする場合)	保有している資格	資格の種別 () 免許証番号 () 免許年月日 (年 月 日) 添付書類: 氏名及び生年月日を証する書類 (住民票コードを記入した場合は不要です。)、業務経歴証明書		
		無線従事者規則第45条第1項 (罰則等) 関係 (必ず記入してください。) 次の各事項に該当しているか否か、□に✓印を記入してください。 1 電波法令に違反して、罰金刑以上の刑に処せられたことがありますか。 □ ✓ はい いいえ 2 無線従事者の免許を取り消されたことがありますか。 □ ✓ 3 無線従事者規則第45条第1項第2号に該当しますか。 □ ✓			はいと答えた場合は、その内容を記入してください。

免許証の訂正、再交付関係事項	理由	1 氏名変更 (訂正又は再交付の場合)	2 汚損 (再交付の場合)
		3 破損 (再交付の場合)	4 亡失 (再交付の場合)
		変更前の氏名 (氏名に変更があったとき)	変更後の氏名 (氏名に変更があったとき)
		フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
添付書類: 氏名の変更の事実を証する書類、無線従事者免許証 (免許証を失った場合は添付不要です。)			

注: 免許証の送付を希望するときは、郵便の場合は、郵便切手をはり、申請者の住所 (郵便番号を含む) 及び氏名を記載した返信用封筒を添えて、信書便の場合は、郵便の場合に準じた方法により申請してください。

(日本工業規格A列4番・白色)

平成19年5月7日 月曜日 官 報
 第1 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士又は航空無線通信士の資格を有する者に交付する免許証



(表紙の裏面)

(1頁)

無線従事者免許証
 RADIO OPERATOR
 LICENCE

折目 (注1)

日本国政府
 JAPANESE
 GOVERNMENT

(2頁)

(3頁)

資 格
 (資格別の名称)
 Qualification:
 (英語による資格別の名称)

左の者は、無線従事者規則により、
 左記資格の免許を与えたものであるこ
 とを証明する。

(注1)

写

真



交付年月日

Date of issue:

総務大臣 (注2) ㊞

氏名 Name: 生年月日 Date of birth: 免許証の番号 Licence No.: 免許年月日 Date of licence 所持人自署 Signature of the holder of the licence:	写真 Photo 折目 (注1)
交付年月日 Date of issue:	
総務大臣 (注2) ㊞	

(4頁)

(裏表紙の内面)

(英語による訳文)

注意事項

折目

- 注1 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士又は航空無線通信士の資格の別に、次に掲げる事項を記載する。
- (1) 第一級総合無線通信士
この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する航空移動業務及び航空移動衛星業務に関する無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。
 - (2) 第二級総合無線通信士
この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する第二級無線電信士証明書並びに航空移動業務及び航空移動衛星業務に関する無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。
 - (3) 第三級総合無線通信士
この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する海上移動業務に関する無線電信士特別証明書及び無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。
 - (4) 第一級海上無線通信士
この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する第一級無線電子証明書に該当することを証明する。
 - (5) 第二級海上無線通信士
この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する第二級無線電子証明書に該当することを証明する。

(6) 第三級海上無線通信士
この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する一般無線通信士証明書に該当することを証明する。(7) 第四級海上無線通信士
この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する海上移動業務に関する無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。(8) 第一級海上特殊無線技士
この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する制限無線通信士証明書に該当することを証明する。(9) 航空無線通信士
この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する航空移動業務及び航空移動衛星業務に関する無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。

2 第一級海上特殊無線技士の資格を有する者に交付する免許証の場合は、所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)とする。

別表第十五号様式 削除
別表第十七号様式 70ミリメートル

別表第十七号様式 (第54条関係)

(表紙)

船舶局無線従事者証明書

115ミリメートル

日本国政府

(表紙の内面)

(1頁)

(4頁) 経歴
Record of Service (5頁)

--	--

船舶局無線従事者証明書

CERTIFICATE TO BE SHIP
STATION RADIO OPERATOR

折目

日本国政府
JAPANESE
GOVERNMENT

(2頁)

(3頁)

(6頁)
(8頁)
(10頁) (7頁)
(9頁)
(11頁)

--	--

船舶局無線従事者証明書
証明の年月日
氏名
NAME:
生年月日
DATE OF BIRTH:

折目

上の者は、無線従事者規則により、
船舶局無線従事者証明を受けたもの
であることを証明する。

年月日

総務大臣(印)

--	--

--	--

(12頁)
(裏表紙の内面)

公 告

次の破産事件について、以下のとおり破産手続

を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び
破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ
の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成19年(フ) 第6976号	
千葉県松戸市日暮4丁目15番地の5	債務者 株式会社スマック
代表者 代表取締役 山上 幸雄	代理人代
1 決定年月日時 平成19年4月12日午後5時	
2 主文 債務者について破産手続を開始する。	
3 破産管財人弁護士 橋爪 進	
4 破産債権の届出期間 平成19年5月10日まで	
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成19年7月19日午後2時	

平成19年(ワ)第6995号 東京地方裁判所民事第20部

東京都調布市上石原1-47-17 望月アパート202、商業登記簿上の本店所在地東京都港

区南青山3丁目9番12号
債務者 株式会社コーシャ

1 代表者代表取締役 卜村 浩
決定年月日時 平成19年4月12日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する

2 王久 貸務者について取扱子続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 田島 正広
4 破産債権の届出期間 平成19年5月10日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成19年7月19日午後2時

時30分

平成19年(7)第7034号
千葉県千葉市中央区千葉港8丁目1番1号

債務者 有限会社プロテス
代表者 取締役 薩藤 輝

1 決定年月日時 平成19年4月12日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

田中 千草
平成19年5月10日まで
~~田中 千草~~
弁護士
破産管財人
破産債権の届出期間
時計止況和牛年八
4
3

財産状況報告会・一般調査・廃止意見
取・計算報告の期日 平成19年7月19日午後1
時30分